

平成27年第1回農業委員会総会議事録

- 1・会議名 有田町農業委員会 総会
2・日時 平成27年1月6日(火) 午後15時00分～15時50分
3・場所 有田町庁舎 第4会議室

4・付議事項

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(3件)

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について(2件)

議案第3号 農業経営基盤強化促進法による利用権設定について(2件)

報告 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について(1件)

5・出席者

議席番号	出	欠	委員名	議席番号	出	欠	委員名
(14)会長	○		立部 正則	6	○		岩永 久司
(13)副会長	○		前田 裕男	7	○		前田 稔
1	○		島田 満	8	○		福島 晴人
2	○		福田 タエ子	9	○	遅刻	藤 俊信
3	○		庄山 嘉	10	○		円田 スマ子
4	○		淵ノ上 隆司	11	○		山口 俊彦
5	○		桑原 寛三	12	○		福田 君雄

○農業委員会総会議事録

○事務局

定刻になりましたので、只今から平成27年第1回有田町農業委員会総会を開会いたします。はじめに立部会長より、ご挨拶をお願いいたします。

○会長挨拶

明けましておめでとうございます。今年もよろしくをお願いいたします。年末から、衆議院選挙・知事選挙とせわしい時期が続きますが、これが落ち着けば、政府がすすめる農業委員会制度改革の概要もはっきりするかと思います。

さらに、今月は農業者との意見交換会や農業委員研修も予定されています。皆様方にもご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、今日の会議を始めたいと思います。よろしくお願いします。

○事務局

只今の出席委員は14名中13名です。定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。それでは有田町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は立部会長をお願いいたします。

○議長

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。有田町農業委員会会議規則第9条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。(異議なしの声)

それでは本日の署名委員は、1番(島田)2番(福田)委員にお願いします。

○議長

続きまして、日程第二 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

○事務局

～議案書を朗読～

本申請は、兄妹間での所有権移転となります。弟である譲受人は町外ではありますが、申請地から約1km程に居住されています。今後も水稻を耕作される予定です。面積要件、取得する農地の利用状況、権利取得後の常時従事状況、周辺農地との関係要件は、問題ないと思われれますので、農地法第3条の第2項の許可条件は全て満たしています。

○議 長

次に確認委員の説明をお願いします。

○11番

農地の売買ですし、圃場整備された良好な農地の譲渡ですので、問題ないと思っております。

○議 長

説明が終わりました。質問のある方は挙手をもって質問してください。

○議 長

質問ないでしょうか。ないようでしたら採決に移ります。

農地法第3条の申請1番について 許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成により、農地法第3条の申請1番は許可されました。

続きましても、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の2番についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局

～議案書を朗読～

本申請は、譲渡人と譲受人さん双方の要望による所有権移転となります。取得後は、水稻・玉葱等を作付予定です。譲受人については、面積要件、取得する農地の利用状況、権利取得後の常時従事状況、周辺農地との関係要件は、問題ないと思われまますので、農地法第3条の第2項の許可条件は全て満たしています。

○議 長

次に確認委員の説明をお願いします。

○12番

申請者は隣地も所有され、息子さんが施設栽培の予定だと聞いておりますので、問題ないと思います。

○議 長

説明が終わりました。質問のある方は挙手をもって質問してください。

○議長

質問はありませんでしょうか。ないようでしたら、採決に移りたいと思います。

農地法第3条の申請2番について 許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成により、農地法第3条の申請2番は許可されました。

続きまして、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請3番についてを議題といたしますが、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知についても併せて議題といたします。

但し、申請人である〇〇委員さんについては、退席をお願いいたします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局

報告の農地法第18条第6項の規定による合意解約通知についての議案書をご覧ください。

～議案書を朗読～

続きまして、農地法第3条の規定による許可申請1番についての議案書をご覧ください。

～議案書を朗読～

本申請は、農業者年金受給のための、息子さんへ経営移譲での使用貸借が18筆、譲渡が2筆となります。貸付人は、他に鶏舎等や違反転用の筆については、耕作されない土地となるため、息子さんに使用貸借される処分対象農地から、除外し申請されています。

借受人である息子さんについても、面積要件、取得する農地の利用状況、権利取得後の常時従事状況、周辺農地との関係要件は、問題ないと思われますので、農地法第3条の第2項の許可条件は全て満たしています。

この申請は筆数が多いため、事前の現地確認により農地を適正に管理されていたことを、事務局から報告いたします。

なお、合意解約2件についても期間が平成29年までとなっていました。年金受給のため、双方合意で解約が同時に提出されていることを報告いたします。

○議長

説明が終わりました。質問のある方は挙手をもって質問してください。

○議長

質問ありませんか。ないようでしたら採決に移ります。

農地法第3条の申請3番について 許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成により、農地法第3条の申請3番は許可されました。

議案の審査が終了しましたので、申請人である〇〇委員さんは、席に戻っていただきます。

続きまして、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請1番についてを議題といたします。

事務局より申請の概要と農地法に基づく農地転用許可の検討事項についての説明をお願いします。

○事務局

～議案書を朗読～

本申請地は、借受人と貸出人が親子関係で、現在平屋の一戸建に両親と子供夫婦に孫3名の家族7人で居住されています。現在の平屋の客間が2間続き等、子供夫婦と孫の寝室が不足しています。また、自家用車も4台所有されており、今回の申請で車庫併用住宅を申請されています。

なお、一部無断転用(車庫)されている部分については、昭和58年頃に車庫兼倉庫を建築されており、その始末書が提出されています。

排水については、北側浄化槽へ接続され、東側道路側溝へ排水されますので、特に許可することに問題はないと思います。

○議長

次に確認委員の説明をお願いします。

○11番

申請地は、実際はほとんどが宅地状況です。一部の筆は登記上で田ですが、現況は畑です。追認となりますが、排水にも問題がないため、許可することで良いかと思えます。

○議長

説明が終わりました。質問のある方は挙手をもって質問してください。

○議長

質問はございませんか。ないようでしたら、採決に移ります。

農地法第5条の規定による許可申請1番について 承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成により、農地法第5条の申請1番は許可相当として県知事に意見書を送付いたします。

続きまして、議案第2号 農地法第5条の規定による申請2番の許可申請についてを議題といたします。

事務局より申請の概要と農地法に基づく農地転用許可の検討事項についての説明をお願いします。

○事務局

～議案書を朗読～

本申請は、借受人がアパートに在住で第二子が生まれ手狭となったため、今後農業を継承するというので、本宅の北側に農家住宅と農業用倉庫建設での申請となっております。貸渡人と借受人は、祖母と孫の関係となります。

申請地西側の一部分で、平成15年頃に花屋をされていた際に店舗と駐車場だった部分をコンクリート舗装され、現在は農具及び農機具倉庫として利用されています。今回、無断転用での始末書も添付されています。

排水については、合併浄化槽で汚水処理し、西側の既存暗渠への排水となっており、許可することに問題ないと思います。

○議 長

次に確認委員の説明をお願いします。

○12番

申請地は、昔から良く知っている土地です。昭和の末頃に水田だったものを約1m盛土され、ハウスや畑として活用されてきました。今から水田に復元もできません。やむを得ないかと思います。

○議 長

説明が終わりました。質問のある方は挙手をもって質問してください。

○議 長

質問ないようでしたら、採決に移ります。

農地法第5条の規定による許可申請2番について 承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成により、農地法第5条の申請2番は許可相当として県知事に意見書を送付いたします。

続きまして、議案第3号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画の町長に対する要請1番について、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局

第3号の議案書をご覧ください。農業経営基盤強化促進法第13条第1項の規定による農用地の利用関係の調整の結果、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められたので、町長に対し要請するものです。

～議案書を朗読～

以上の計画要請の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると考えます。

○議長

説明が終わりました。質問のある方は挙手をもって質問してください。

○議長

何か質問はございませんか。質問がないようですので、採決に移ります。

議案第3号1番 について集積計画の作成の要請をすることに賛成の方は挙手をお願いします。

全員賛成ですので、議案第3号1番は承認されました。

承認を得ましたので、農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定により、町に、農地利用集積計画を作成するよう要請することといたします。

続きまして、農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画の町長に対する要請2番について、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局

第3号の議案書2番をご覧ください。農業経営基盤強化促進法第13条第1項の規定による農用地の利用関係の調整の結果、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められたので、町長に対し要請するものです。

～議案書を朗読～

以上の計画要請の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると考えます。

○議長

説明が終わりました。質問のある方は挙手をもって質問してください。

○議長

質問がないようですので、採決に移ります。

議案第3号2番 について集積計画の作成の要請をすることに賛成の方は挙手をお願いします。

全員賛成ですので、議案第3号2番は承認されました。

承認を得ましたので、農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定により、町に、農地利用集積計画を作成するよう要請することといたします。

○事務局

意見交換会の試案を机上に置いておりますので、ご覧ください。1月23日の午後3時からこの会場で予定しています。内容としまして、農地中間管

理機構(県農業公社)と非農地通知及びゾーニング(県農業委員会)の説明を予定しています。

また、30日には農業委員研修会ですので、どちらも出席の確認をお願いいたします。

○議 長

以上で、本日の日程は全部終了しました。

平成二十七年第1回有田町農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

次回は二月二日(月)の予定です。

総会 15時50分 終了

上記は会議録として書記の記載するとおりであるので、ここに署名する。

有田町農業委員会会長 署 名

署 名 1番

署 名 2番

書 記 木寺 正文